

京都市告示第 8 号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和5年4月3日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
木村 雅喜	京都第一赤十字病院	循環器内科	心臓、呼吸器	肢体
細谷 和生	(医)清仁会 洛西シミズ病院	リハビリテーション科	肢体	音声・言語
細谷 和生	(医)清仁会 洛西ニュータウン病院	脳神経外科	肢体	音声・言語
細谷 和生	(医)清仁会 シミズ病院	脳神経外科	肢体	音声・言語
宮下 雅亜	京都府立医科大学 附属病院	泌尿器科	ぼうこう・直腸	腎臓

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)